

埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に 関する条例について

条例の概要、排出の届出及び許可申請等の手引き

環境部産業廃棄物指導課

目 次

1	土砂の排出に関する手続き等	1
2	土砂のたい積の許可手続き	4
3	土砂のたい積の基準	7
4	土砂のたい積の標準断面図	9
5	たい積の基準以外の許可の基準	1 1
6	土砂のたい積に係る変更の許可等	1 2
7	土砂のたい積の許可の取消し	1 2
8	許可申請者、許可事業者の義務	1 3
9	汚染された土砂のたい積の禁止	1 3
1 0	土壌基準	1 4
1 1	許可業者が行うたい積に係る土地の汚染調査	1 5
1 2	土砂搬入禁止区域	1 6
1 3	命令等	1 6
1 4	罰則	1 7
1 5	書類の提出先等	1 8
1 6	問い合わせ先	1 8

条例 Q & A

付録

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例について

埼玉県では、土砂の排出、たい積等に関して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」で、規制を行っています。

この条例では、土砂のたい積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為やストックヤード等土砂をたい積している行為を対象としています。

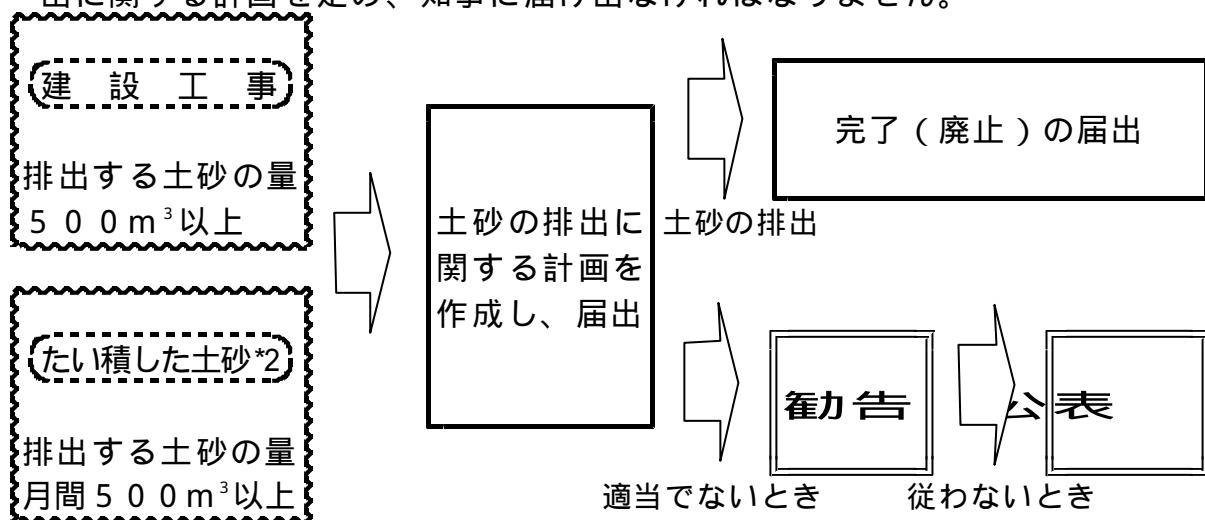
また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものです。

1 土砂の排出に関する手続き等

(1) 土砂の排出の届出

元請負人*1は、建設工事に伴って発生する土砂を500立方メートル以上排出するときは、土砂の排出に関する計画を定め、知事に届け出なければなりません。

土砂のたい積を行う者は、その土砂を1月間に500立方メートル以上他の土地の区域に排出するとき（この場合を除く。）は、1月間の土砂の排出に関する計画を定め、知事に届け出なければなりません。



*1 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者

*2 スtockヤードや仮置き場等

(2) 土砂の排出の届出の期日等

区 分	届 出 者	届 出 の 期 日
建設工事	元請負人*1	排出を開始する日の20日前まで
たい積した土砂*2	土砂のたい積を行う者	排出する月の初日の10日前まで*3

*1 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者

*2 スtockヤードや仮置き場等

*3 平成15年3月以後の土砂の排出から適用(経過措置)

(3) 土砂の排出の届出時の添付書類

土砂の排出の届出時には届出書に以下の書類を添付してください。

排出元(建設工事、たい積した土砂)の土地の区域を示す図面
排出を行う場所の区域、範囲が分かる図面(平面図、公図等)を
添付してください。

排出元(建設工事、たい積した土砂)の土地の位置を示す図面
排出を行う場所の位置が分かる図面(住宅地図、道路地図等)を
添付してください。

排出先とする土地の位置を示す図面
排出先となる場所の位置が分かる図面(住宅地図、道路地図等)
を添付してください。

排出先となる場所の土砂が受け入れられることが分かる書面
排出先となる場所における、たい積行為に関する許可等が分かる
書面、土砂受け入れ証明書等の写しを添付してください。

(4) 土砂の排出の届出の適用除外

適用除外 (建設工事に伴って発生する土砂の排出)	
<p>排出する土砂の数量の合計が 5 0 0 m³未満の土砂の排出 採石法の認可に係る土地の区域において採取された土砂 (岩石の採取のために除去した土砂を除く。) の排出 砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂 (砂利の採取のために除去した土砂を除く。) の排出 埼玉県土採取条例の認可に係る土地の区域において採取された土砂の当該土地の区域からの排出 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の排出 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の排出 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出 条例の施行前に締結された請負工事に係る建設工事 (経過措置) 条例の施行の際着手している建設工事 (経過措置)</p>	
適用除外 (たい積した土砂の排出)	
<p>1 月間に排出する土砂の数量の合計が 5 0 0 m³未満の土砂の排出 適用除外 (建設工事に伴って発生する土砂の排出) に同じ 適用除外 (建設工事に伴って発生する土砂の排出) に同じ 適用除外 (建設工事に伴って発生する土砂の排出) に同じ 適用除外 (建設工事に伴って発生する土砂の排出) に同じ 土質改良プラントその他の施設を用いて化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの排出 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料 (土砂の性質を改良するための原材料を除く。) としての土砂の排出</p>	

(5) 変更等の届出

届出の種類	届出を要する場合	届出の期日
状況の変更による届出	当初の段階では 5 0 0 m ³ 以上の排出の計画がなく、提出期限後 5 0 0 m ³ 以上を排出することが判明した場合	5 0 0 m ³ 以上となる日の前日まで
変更の届出	届出者の氏名等の変更の場合 発注者の氏名等の変更の場合	遅滞なく
	発生する土砂の数量、排出する土砂の数量、排出する期間、排出先等の変更の場合 *	あらかじめ
完了等の届出	土砂の排出を完了した場合 土砂の排出を廃止した場合	2 0 日以内

* 土砂の数量の減少又は 2 割以下の増加、排出先の減少の場合は、届出不要

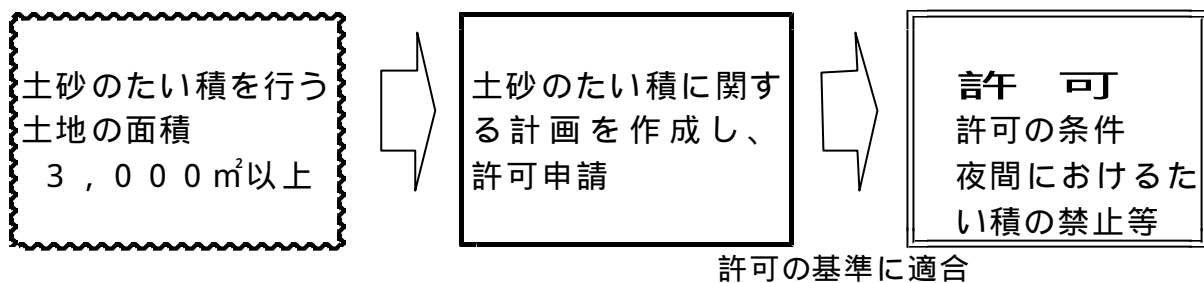
(6) その他

知事は、届出に係る建設工事に発注者がいるときは、発注者に届出の内容を通知します。

2 土砂のたい積（埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積）の許可手続き
(1) 土砂のたい積の許可手続き

土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上のときは、土砂のたい積に関する計画を定め、知事の許可を受けなければなりません。

なお、複数のたい積を単に分けて行う場合は、それぞれのたい積に係る土地の区域の面積を合算します。



許可の基準
1 土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準(土砂のたい積の基準) (1) たい積する土砂の高さ、のり面の勾配 (2) 排水施設、擁壁等 (3) 地形等に応じ配慮すべき事項等
2 許可申請者等の資力、信用
3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

(2) 土砂のたい積の許可申請時の添付書類

土砂のたい積の許可申請時には申請書に以下の書類を添付してください。

また、たい積の計画については、「**埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例及び施行規則に関する技術指針**」を参照のうえ作成してください。

申請者（元請負人）の法人の登記事項証明書

申請者（元請負人）が法人の場合、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

申請者（元請負人）の住民票の写し

申請者（元請負人）が個人の場合、その住民票の写し（発行後3か

月以内のもの)を添付してください。

土砂のたい積の場所の土地の登記事項証明書

土砂のたい積を行う場所の土地の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)を添付してください。

申請者(元請負人)が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

- ・たい積工事に掛かる資金計画書(土質調査費を含んだもの)
- ・県税の納税証明書(法人(個人)事業税、法人(個人)県民税)
- ・土砂のたい積の実施経歴書
- ・建設業の許可証の写し

を添付してください。

土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面

- ・たい積を行う土地の所有者(抵当権者)の同意書、承諾書等
- ・たい積の施工中及びたい積後において周辺の土地を使用する場合は、その土地の所有者の同意があることを証明するもの
- ・排水を既設水路等に排水する場合はその水路管理者等の同意を証明するもの

を添付してください。

土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面

土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面

完了時及び最大たい積時の土地の形状を示す平面図、断面図

排水施設ほか、土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図、断面図

擁壁の背面図

土質試験等に基づく地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算書

～ の図面、安定計算書については、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例及び施行規則に関する技術指針」を参照してください。

(3) 土砂のたい積の許可の手続きの適用除外

土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000㎡未満の土砂のたい積
土地造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で当該事業の区
域における土砂のみを用いて行うもの

法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定める
ものに係る行為として行う土砂のたい積であって、知事に届け出たもの

【例】都市計画法、森林法、道路法、河川法、宅地等造成規制法等
公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい
積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積

【例】都市計画事業、土地改良事業、道路又は河川に関する事業等
災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積

法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の
たい積

運動場の砂利敷きその他の通常の管理行為として行う土砂のたい積

土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質
を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積

採石法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石の採取のため
に除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積

砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（砂利の採取
のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積

市町村が定める無秩序な土砂のたい積を防止するための条例の規定により
された許可等の処分等の行為に係る土砂のたい積のうち、知事が別に定め
る土砂のたい積

【例】・市町村の条例の規定により許可を得た土砂のたい積

・市町村の条例の規定により届け出て、着手している土砂のたい積
保健所を設置する市（さいたま市、川越市）の区域で行う土砂のたい積
市町村が定める無秩序な土砂のたい積を防止するための条例の規定の内容
が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効
果が期待できるものとして知事が認めた市町村の区域で行う土砂のたい積
（桶川市、鳩山町、毛呂山町）

製品の製造又は加工のための原材料のたい積

(4) その他

3,000㎡未満の土砂のたい積であっても、市町村の条例により許可等
が必要な場合があります。

土石をたい積する場所の面積が500㎡以上の場合には、大気汚染防止法
又は埼玉県生活環境保全条例の粉じん発生施設としての届出が必要な場合が
あります。

3,000 m²以上の面積の土地について、土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 建築物その他工作物の建設その他の行為 による改変をしようとする場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づく土地の履歴の調査等が必要な場合があります。

3 土砂のたい積の基準

土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配に関する基準

- イ 土砂の高さ(*)は、2 m以内であること。
(土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値以内であること。)
* 土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差(土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差)
- ロ 土砂のたい積により生ずるのり面(**)の勾配は、垂直1 mに対する水平距離が2 mの勾配以下であること。
(土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面の勾配以下であること。)
** 擁壁に覆われたのり面を除く。

排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

- イ 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準(***)に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- ハ 擁壁は、宅地造成等規制法施行令第5条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

イ 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

ロ 垂直 1 m に対する水平距離が 4 m 以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ハ 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないよう、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要が講じられていること。

ニ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。

ホ 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

ヘ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

***下水道法施行令第 8 条

第 2 号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第 3 号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

第 8 号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

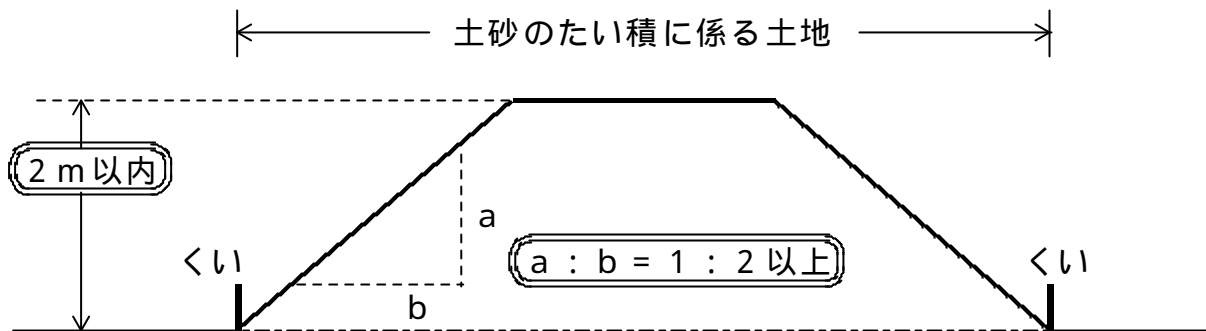
ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第 9 号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

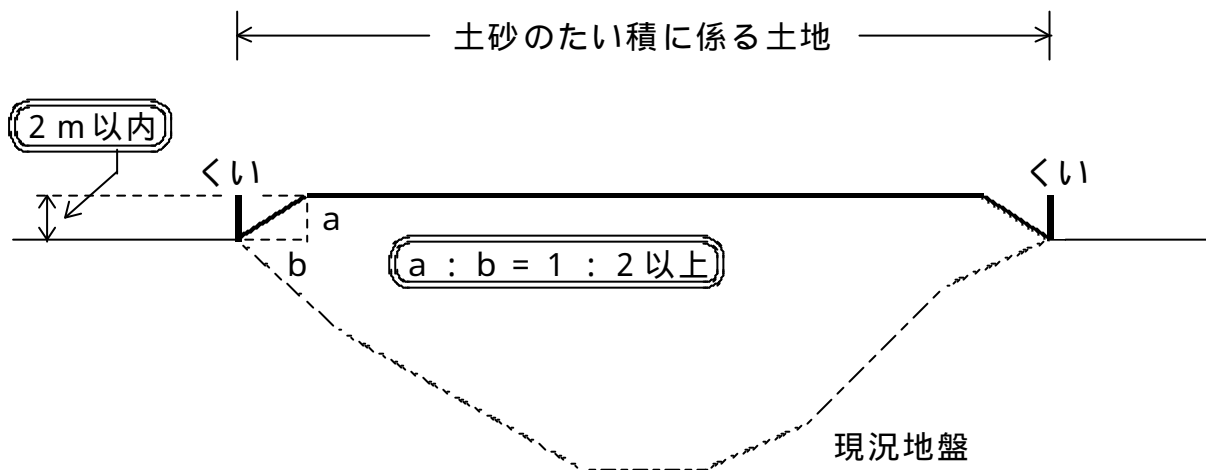
第 10 号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが 15 cm 以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

4 土砂のたい積の標準断面図

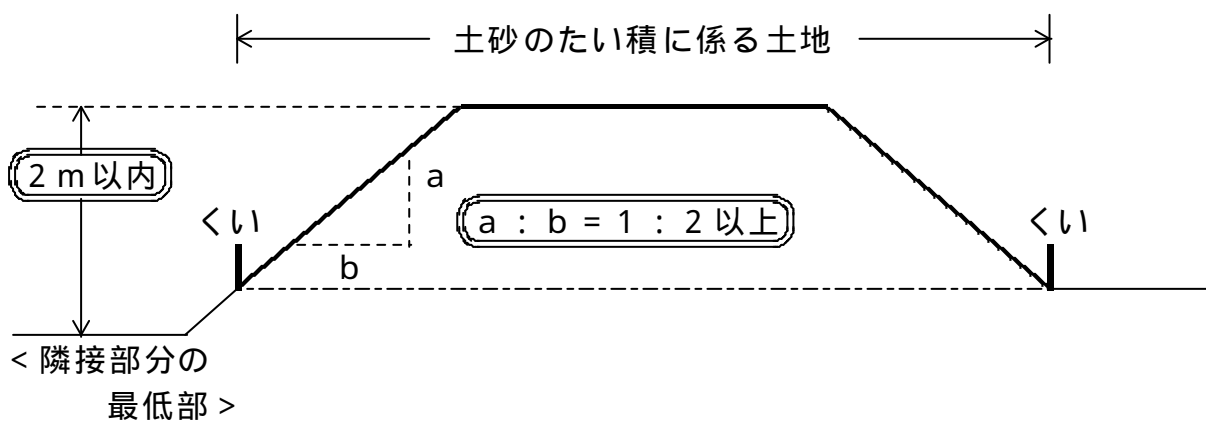
(1) 一般的なたい積



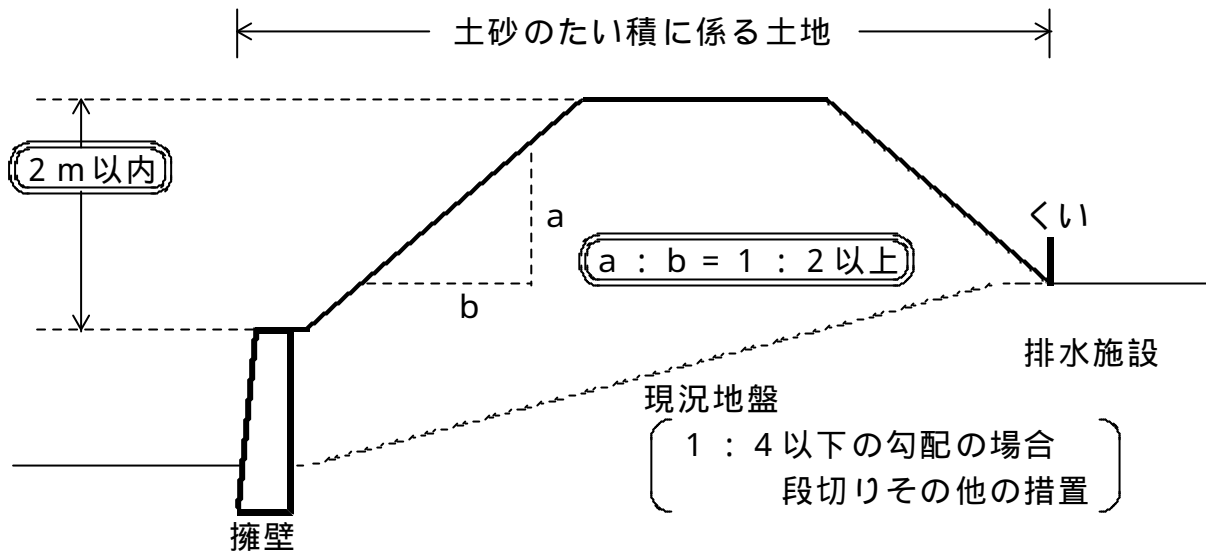
(2) 穴等の埋立ての場合



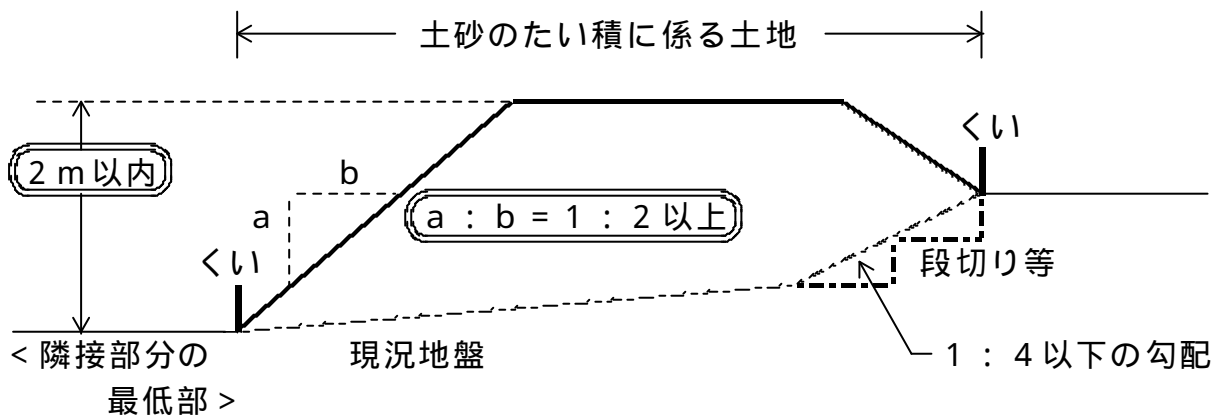
(3) 隣接する土地との高低差がある場合



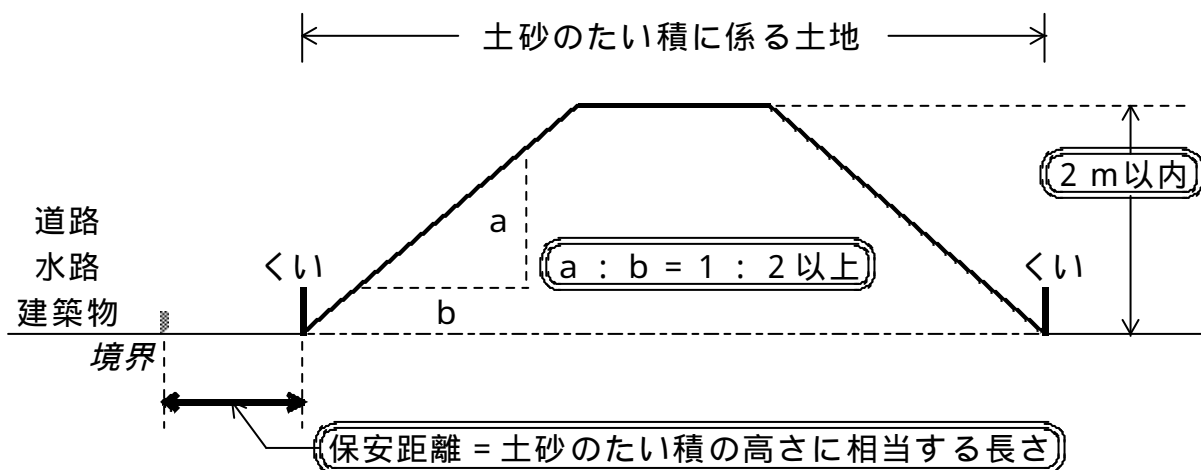
(4) 擁壁を用いる場合



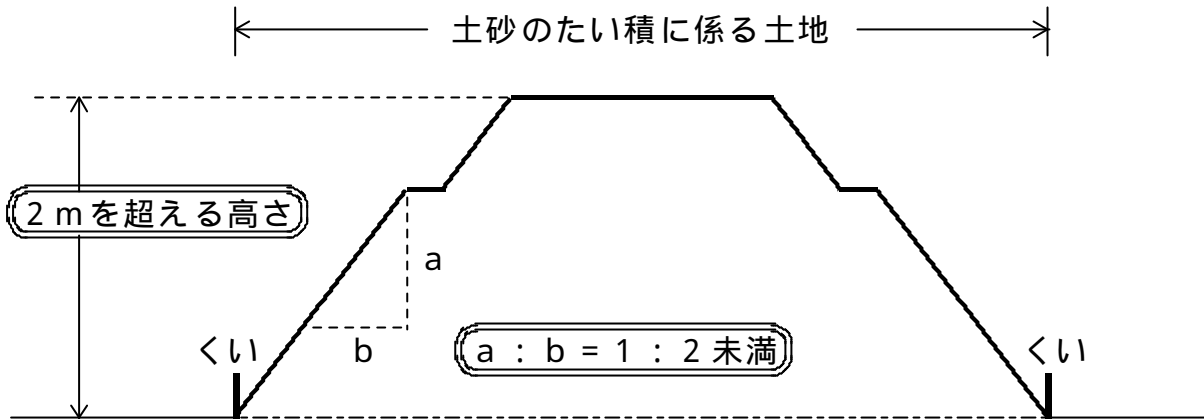
(5) 勾配のある土地の場合



(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合

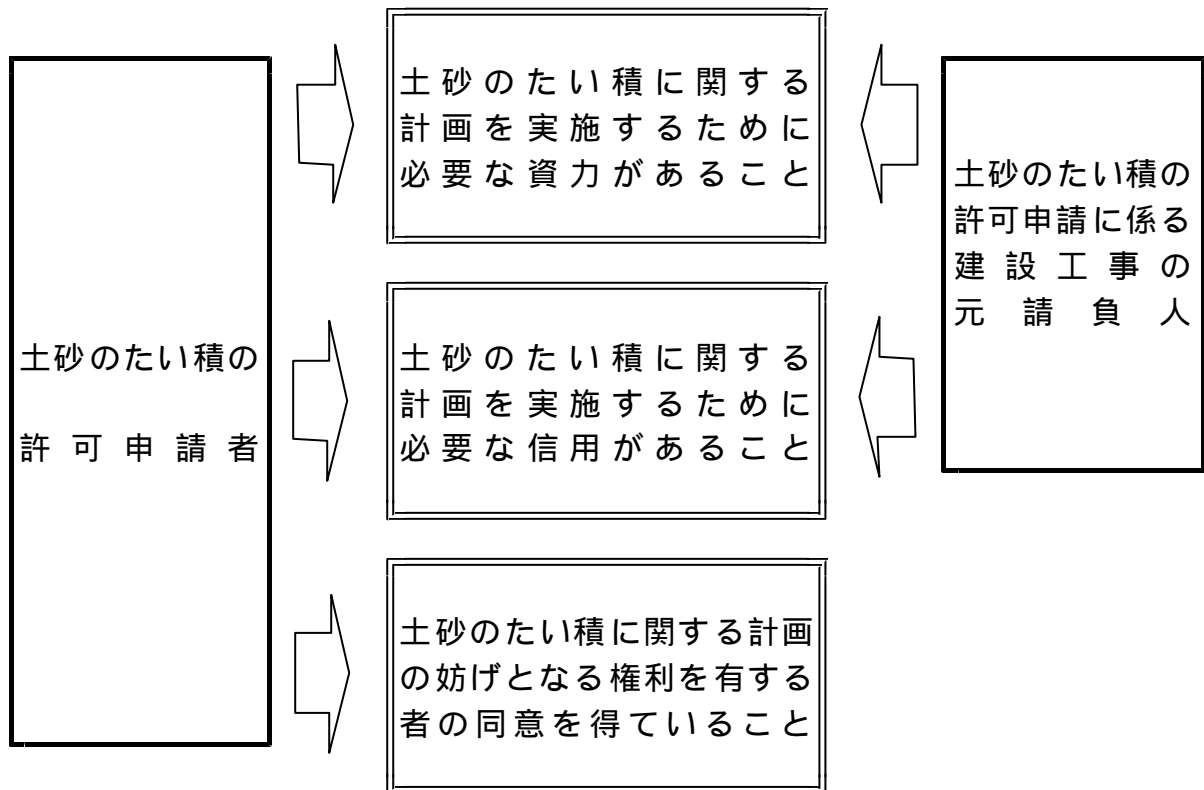


(7) 土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合



土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算等をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたとき

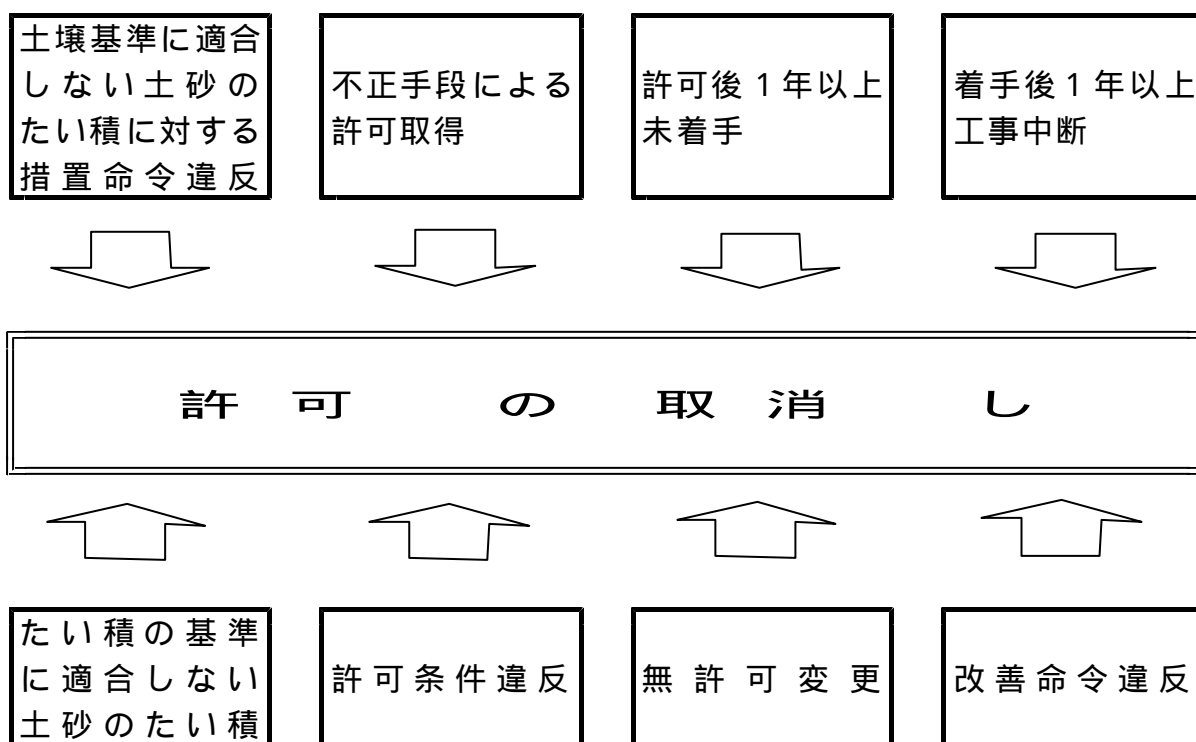
5 たい積の基準以外の許可の基準



6 土砂のたい積に係る変更の許可等

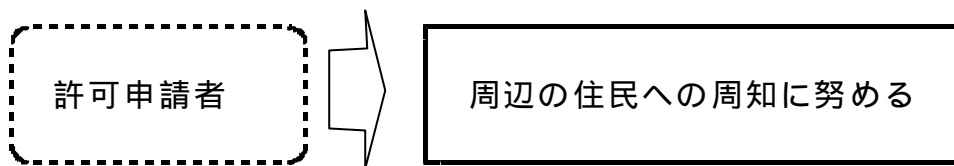
許可等の種類	許可等の必要な場合	届出等の時期
変更の許可の申請	たい積に係る面積の変更、たい積の目的の変更、土砂の高さの増加、のり面の勾配の増大、土砂の流出防止施設の計画の変更等の場合	変更をしようとするときは、許可を受けることが必要
変更の届出	氏名、住所等の変更の場合	遅滞なく
	最大たい積時の土砂の数量の変更、周囲の生活環境の保全のための方策の変更、土砂の高さの減少、のり面の勾配の緩和等の場合	あらかじめ
着手の届出	土砂のたい積に着手の場合	10日以内
たい積に用いた土砂の採取場所等の届出	土砂のたい積の着手の日から3月ごと	各期間経過後20日以内
たい積場所の土地の土砂の汚染状況の調査結果の届出	土砂のたい積の着手の日から6月ごと	調査結果入手次第
完了等の届出	土砂のたい積を完了した場合 土砂のたい積を廃止した場合	10日以内

7 土砂のたい積の許可の取消し

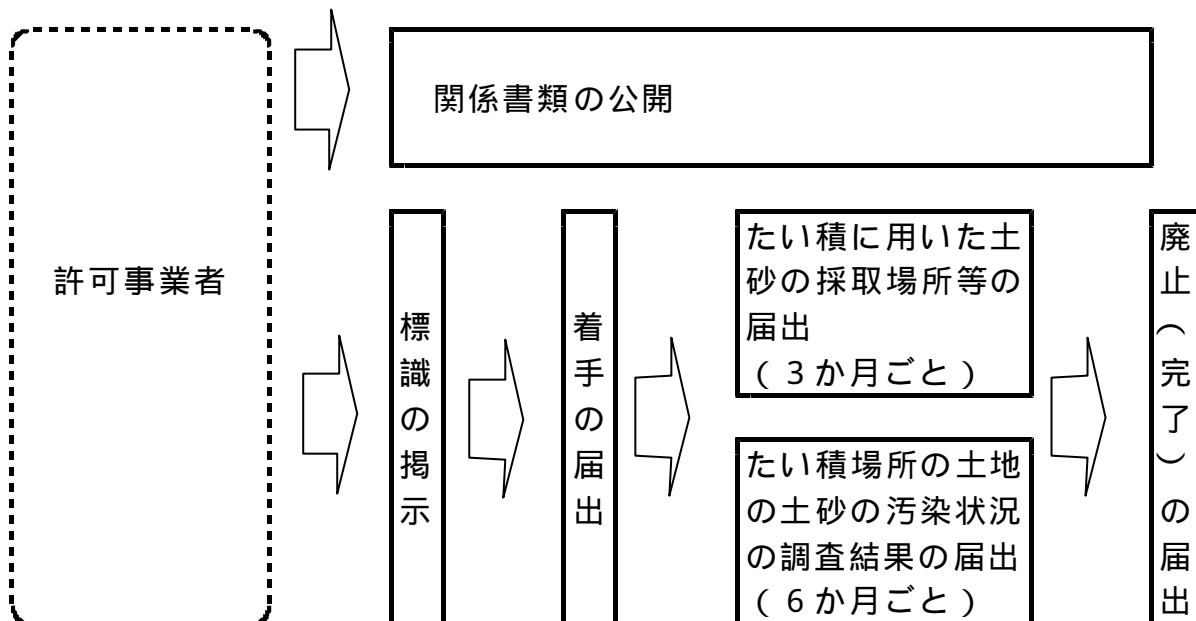


8 許可申請者、許可事業者の義務

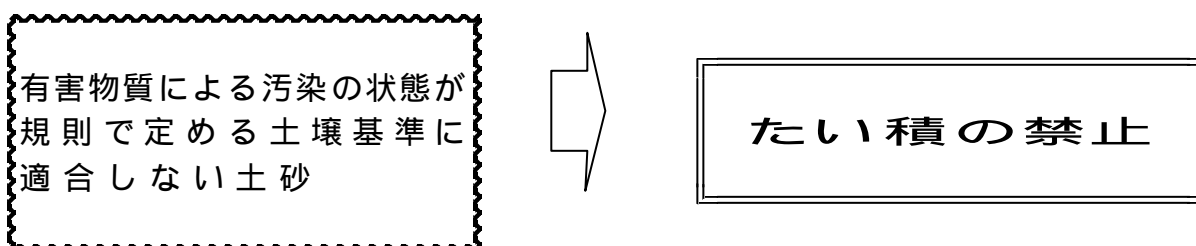
(1) 許可申請者



(2) 許可事業者



9 汚染された土砂のたい積の禁止



次頁の土壌基準（溶出量、含有量共に）を満たしていない土砂

1 0 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ 以下	15mg/kg 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	-
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ 以下	4,000mg/kg 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	-
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	-
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	-
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	-
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	-
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	-
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	-
P C B	検出されないこと	-
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	-
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	-
チラウム	0.006mg/ℓ 以下	-
有機りん化合物	検出されないこと	-
ダイオキシン類	-	1,000pg-TEQ/g

で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。
 注) たい積の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目は で囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壌基準(溶出量、含有量共に)に適合しない土砂のたい積は禁止されています。

1 1 許可業者が行うたい積に係る土地の汚染調査
(有害物質 9 物質の土壤含有量調査方法)

- 土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査 -
(汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に 1 0 m 四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、1)区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。2)区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が 1 3 0 m²を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが 2 0 m を超えてはならない。)

(2) 各単位区画ごとに行う試料採取

9 0 0 m²単位で試料採取を行うこととし、3 0 m 四方の格子状の区画内にある 9 つの単位区画のうち 5 つの単位区画の各 1 地点で試料を採取し、これを混合して 1 つの試料として測定する(5 地点混合法)こと。

(3) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(4) 試料採取の方法

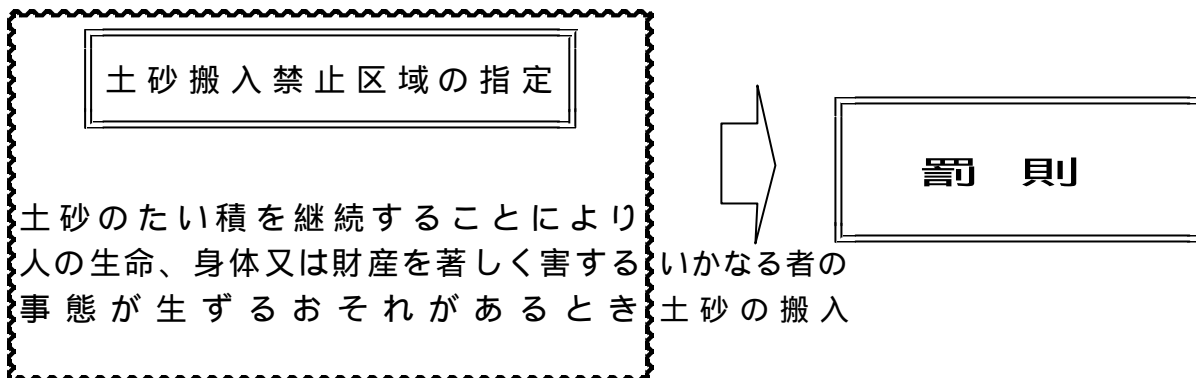
表層(地表から 5 cm)の土壤と、5 ~ 5 0 cm までの深さの土壤を採取し、2 種類の深さの土壤の量が均等になるように混合すること。

(5) 測定の方法

平成 1 5 年 3 月 6 日環境省告示第 1 9 号(土壤含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

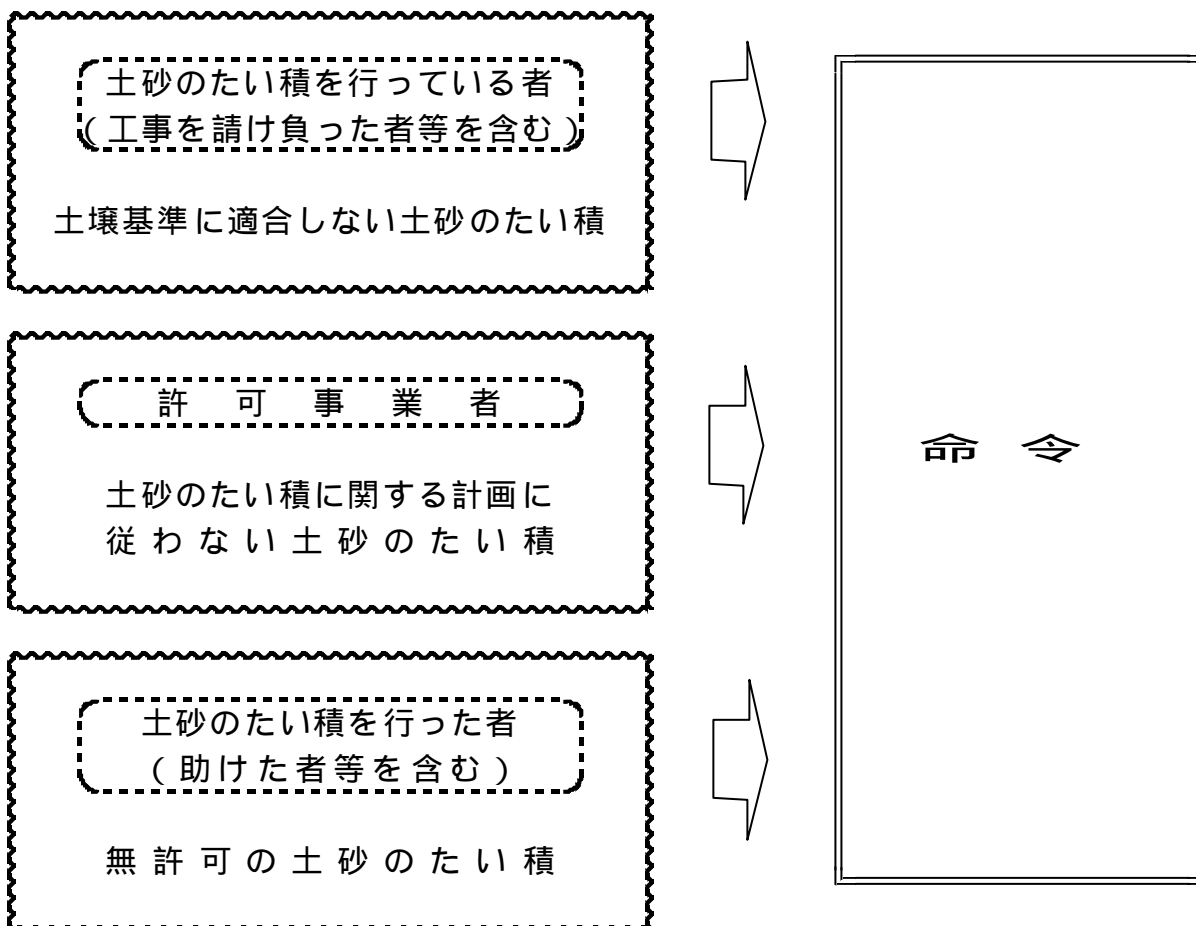
試料採取の方法は、表層から 5 0 cm までの土壤を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

1 2 土砂搬入禁止区域

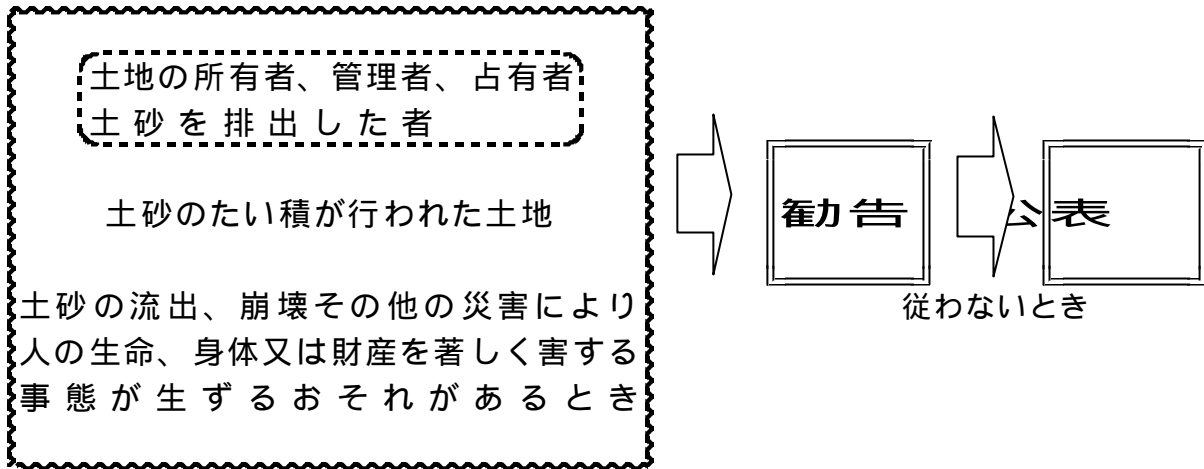


1 3 命令等

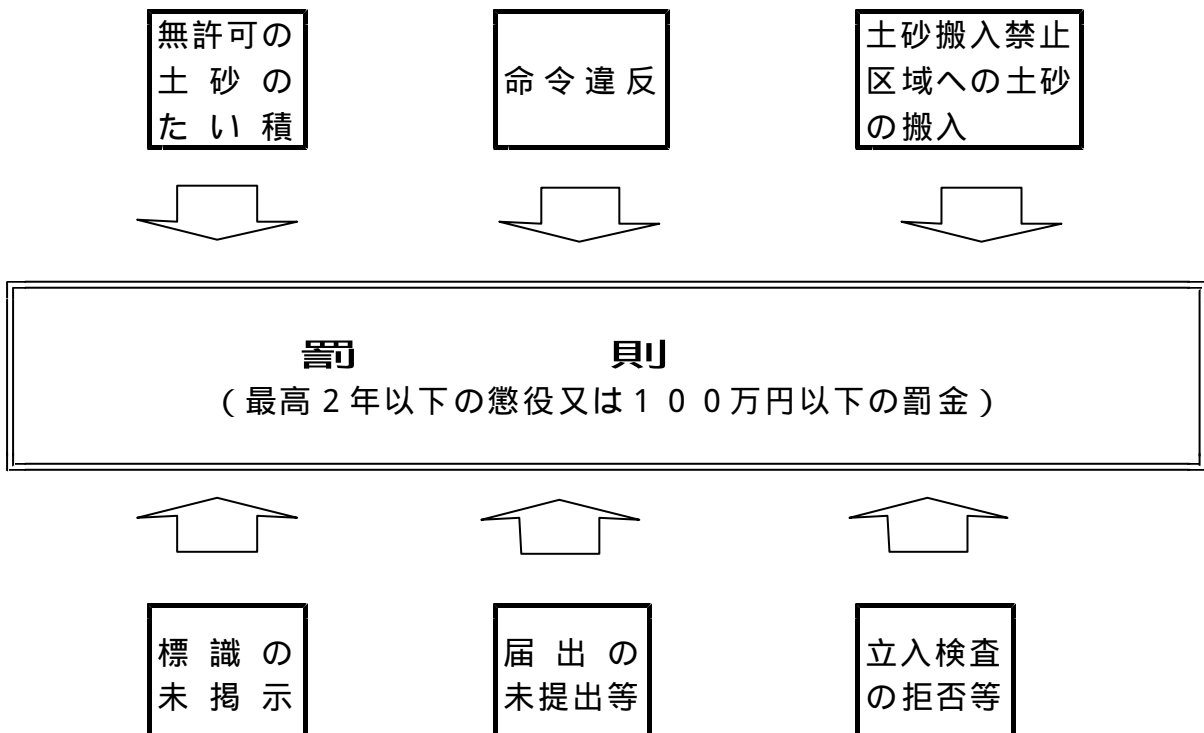
(1) 命 令



(2) 勧告



1.4 罰則



1 5 書類の提出先等

(1) 書類の提出先

書類は、次の環境管理事務所に提出してください。

建設工事に伴って発生する土砂の排出に関する届出
建設工事に係る土地の区域の所在地を管轄する環境管理事務所

たい積した土砂の排出に関する届出
土砂のたい積に係る土地の区域の所在地を管轄する環境管理事務所

土砂のたい積の許可申請等
土砂のたい積に係る土地の区域の所在地を管轄する環境管理事務所

(2) 提出部数

全ての届出及び許可申請について、正副それぞれ1部ずつ必要になります。

1 6 問い合わせ先

環境管理事務所等	所 在 地	電話番号等
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5(浦和合同庁舎内)	TEL 048-822-5199 FAX 048-822-5139
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 (川越地方庁舎内)	TEL 049-244-1250 FAX 049-246-7885
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	TEL 0493-23-4050 FAX 0493-23-4114
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	TEL 0494-23-1511 FAX 0494-23-6679
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	TEL 048-523-2800 FAX 048-526-3949
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	TEL 048-966-2311 FAX 048-966-5600
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	TEL 0480-34-4011 FAX 0480-34-4785
環境部 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区 高砂3-15-1	TEL 048-830-3121 FAX 048-830-4774

条 例 Q & A

以下で掲載している質問例は、土砂条例についてのよくある問い合わせをまとめたものです。

1 全般

Q 1 - 1 土砂の定義を規定していないが、土砂とはどういうものなのか。

法制的に土砂を定義しているものはなく、全体として、土砂とみなせるかどうかで判断します。有価物か無価物かは問いません。また、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは、土砂に該当しません。

Q 1 - 2 この条例で使用されている「建設工事」、「発注者」、「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」、「土砂のたい積」の定義は。

「建設工事」とは、掘削、浚渫等の土砂の掘削に関する工事だけではなく、建設業法別表第1上欄に掲げる工事に関するものをいいます。また、営業として行うもの、請け負って行うもの等に限定しません。

「発注者」とは、公共工事、民間工事を問わず建設工事を注文する者をいいますが、元請負人が受注した工事を下請負人に発注する場合の当該元請負人は、発注者とはなりません。

「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」とは、例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設する場合等です。

「土砂のたい積」とは、土地へ土砂をたい積する行為です。これには土砂で山間部の谷地を埋め立てる、いわゆる「発生土処分場」だけではなく、農地や宅地の造成等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土をおこなう行為(土地の整地等の行為も含む。)やストックヤード等、土砂をたい積している行為も対象とします。

なお、敷地外からの土砂の搬入を伴わない土砂のたい積、公有水面の埋め立て行為、建物等の構造物内での土砂のたい積のほか、屋外においても、土砂入りの袋の積み上げは土砂のたい積に含みません。

Q 1 - 3 改良土は土砂に含まれるか。

土砂に含まれます。性状が土砂であれば、前述したとおり有価物か無価物かに関わらず土砂として規制の対象としています。

Q 1 - 4 製品である改良土を製造するための土砂のたい積は、製品の製造又は加工のための原料のたい積なので、土砂のたい積に含まれないと解してよいか。

製品にはセメントや陶器が考えられますが、土砂である改良土はここでいう製品には含まれません。よって、改良土を製造するための土砂のたい積は、土砂のたい積に含まれます。

Q 1 - 5 土質改良プラントとはどういうものか。

定置式のプラントであること。ふるいの設備があること。添加剤として、生石灰・セメント系固化材等を用い、一定量混合できる設備があること。

2 土砂の排出関係

Q 2 - 1 土砂を排出して、その土砂を事業区域の近くの土地に仮置きする場合、排出の届出は必要か。

排出の届出が必要になります。

なお、仮置きする場所の土地の面積が3,000㎡以上であれば、たい積の許可が必要となります。

Q 2 - 2 県外の建設工事で排出した土砂を県内に持ち込む場合、土砂の排出の届出が必要か。

県外で発生した土砂を県内に持ち込む場合は、土砂の排出の届出は、必要ありません。

なお、土砂条例は県内で行われる建設工事を対象としているため、排出先が県外であっても、土砂の排出の届出は、必要になります。

Q 2 - 3 建設工事において掘削した土砂1000m³をいったん場外に仮置き（たい積）したあと、まとめて処分するため排出（月間500m³以上）する時は、「土砂の排出の届出」と「たい積した土砂の排出の届出」の両方が必要か。

この場合には両方の届出が必要になります。

Q 2 - 4 建設工事において掘削した土砂5000m³を、場内が狭いため、いったん場外（2～3km離れた場所）に仮置き（たい積面積3000㎡以上）したあと、再度埋め戻しのため現場に戻す場合、「土砂の排出の届出」、「土砂のたい積の許可申請」、「たい積した土砂の排出の届出」は、それぞれ必要か。

土砂の排出の届出、たい積した土砂の排出の届出及びたい積の許可申請が必要になります。

なお、埋め戻しの面積が3000㎡以上であれば、これについても土砂のたい積の許可申請が必要になります。

Q 2 - 5 建設工事に伴って発生する土砂を場外の借り置き場から埋め戻しのために1月間に500m³以上の土砂を敷地へ戻す計画であっても、建設工事における土砂の排出に関する計画の中に仮置きに関する事項を定めておけば、土砂をたい積する者の届出は不要か。

埋め戻しを行うとき、たい積した土砂の排出の届出が必要です。

Q 2 - 6 たい積した土砂1800m³を毎月600m³ずつ3か月連続で排出する場合、土砂の排出の届出は毎月必要か。

毎月必要になります。

Q 2 - 7 地方公共団体が発注する工事で、土砂の排出が条例の規定以上になる場合は、その元請負人は土砂の排出の届出が必要となるのか。

必要になります。

Q 2 - 8 同一の事業区域内の土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出について、同一事業区域内と考えられる範囲をどう捉えればよいか。

面的に一体性をもった事業のことです。

Q 2 - 9 建設工事に伴う土砂の排出が 500 m^3 以上の時は、土砂排出の届出が必要とあるが、1 か月間がどんなに少なくても、総量が 500 m^3 以上なら土砂の排出の届出が必要か（例えば毎月 100 m^3 を 6 か月間）。

総量が 500 m^3 以上になるならば土砂の排出の届出が必要となります。

Q 2 - 10 たい積した土砂の排出に関して、「土砂のたい積を行う者」とはどういう者をいうのか。

次のような場合が例として想定されますが、たい積の計画、実態に応じて判断します。

他法令の許可に係るたい積 当該許可対象者

他法令の届出に係るたい積 当該届出義務者

ストックヤード、資材置場等 当該場所の管理者

土砂取扱業者 当該土砂のたい積場所の使用権原を有する者

その他 自らたい積を行う者だけでなく、土砂のたい積の施工や管理を他人に任せていても、当該行為を主体的に推進する場合はその者

Q 2 - 11 たい積した土砂を毎月 $400\text{ m}^3 \times 5$ か月 = 2000 m^3 排出する場合は、土砂の排出の届出は不要か。

たい積した土砂の排出の届出は必要ありません。

Q 2 - 12 たい積した土砂を 3 か月連続で 500 m^3 以上排出する場合、土砂の排出の届出は毎月か。

月間 500 m^3 以上排出する月のたい積した土砂の排出の届出と、たい積した土砂の排出についての完了届出が必要になります。

Q 2 - 13 建設工事で、ストックヤードから土砂を排出し、別の場所で盛土工事を行う場合（排出、盛土同一業者）は、届出を行う者は、元請負人が発注者か。

たい積した土砂の排出の届出は、ストックヤードを管理している方が提出することになります。

3 土砂のたい積関係

Q3 - 1 保安距離の意味を教えてください。

周囲に道水路、宅地がある場合は、境界から土砂のたい積の計画の高さと同じ距離以上後退して、たい積を行わなければなりません。

Q3 - 2 排出段階での土壌検査は、必要ないのか。

排出段階の土壌分析は義務づけていませんが、土砂のたい積を行う者は、汚染された土砂を土砂のたい積に使用してはなりませんので、汚染がないことを確認しておく必要があります。また、汚染が発見された場合の責任は、たい積している業者が負うものとなります。

Q3 - 3 たい積の許可が必要な面積となる3,000㎡というのは、どの面積をいうのか。

敷地面積ではなく、実際に土砂の~~を~~たい積、埋立等が行われる~~する~~土地の区域の面積です。管理事務所、建設資材置き場等で、土砂のたい積を行わない部分の面積は、算入しません。

また、土砂のたい積に係る土地の区域の一部に許可不要となる区域（第16条第1項第2号～第7号に掲げる区域）がある場合は、全体の面積から許可不要となる区域の面積を差し引いた面積で判断します。

Q3 - 4 隣り合った土地の面積を合計すると3,000㎡以上の面積となるが、個々の土地の面積は3,000㎡未満の場合は、土砂のたい積の許可が必要となるのか。

土砂のたい積を行う土地の区域が一体の区域を構成しているか若しくは一体的な利用が可能な区域かどうかの判断によって許可が必要かどうか決まります。判断にあっては、物理的一体性（たい積を行う土地が隣接しているか）、機能的一体性（たい積行為が相互に関連しているか）、事業者の同一性（会社法上の親子会社であるか等）、施工時期の近接性（先にたい積が行われた土地が既に土地利用されているか等）等を勘案して総合的に判断します。

Q3 - 5 農地法第5条に基づく使用貸借をとって農転を行う場合は、地権者の同意をもらって業者がたい積の申請するのか。

そのとおりです。なお、地権者が複数の場合は、すべての人の同意が必要になります。

Q3 - 6 土砂のたい積の許可申請の添付書類で、必要な資力及び信用があることを証する書面とは、どんなものを指すのか具体的に教えてください。

- 1 過去の実績...どこで盛り土をおこなったか。
- 2 資金計画...当該工事の収入支出（含む土壌調査費）
- 3 県税納税証明 法人事業税（または個人事業税）
法人県民税（または個人県民税）
- 4 建設業の許可番号...大臣か知事（建設業の許可の写し）
4は許可を得ている場合には、必要となります。

Q3 - 7 他法令の許可等により、条例の許可が適用除外となる場合、何か手続きが必要か。

知事への届出が必要となります。なお、他法令では除外とされていても、規則第17条に規定されていない場合は、この条例による許可が必要です。例えば、都市計画法第29条の許可を受けた老人保健施設は、この条例に基づく許可が不要であり、届出をすれば足りませんが、都市計画法の開発許可を不要とされている図書館や公民館等の建設については、本条例の許可が必要となります。

Q3 - 8 たい積期間が9か月にわたる場合、汚染調査は、いつ行えば良いのか。

6か月目と完了時に汚染調査を行ってください。

Q3 - 9 農地改良でも同様の登記簿謄本を添付するので、土地の登記簿謄本は、コピーでも良いか。

それぞれ別の許可申請であるので、許可申請書の正本には、登記簿謄本の原本を添付する必要があります。

Q3 - 10 資金計画書は、どのようなものを提出するのか

収入は、発注者からの請負代金等（付帯工事と一体の金額でも良い）を、支出は、土地の借上料、ダンプ、等原価償却費、人件費、土壌検査費等を記入した計画書を提出してください。

Q3 - 11 たい積を行う場合の周辺住民への周知は、いつ行えば良いのか。

県に許可申請をした時点で周辺住民へ周知してください。

Q3 - 12 県内の3,000㎡以上のたい積場所に土砂を県外から元請負人が運ぶ場合に、土砂のたい積の許可が必要か。

土砂のたい積している者が、土砂のたい積の許可を受ける必要があります。

Q3 - 13 建設物の土間下埋め戻し土を敷地外から搬入する場合もたい積になるのか。建物周辺のみ埋め戻しの場合もたい積になるのか。

いずれの場合も、土砂のたい積に該当します。

Q3 - 14 土砂のたい積の許可を受けなければならない面積の判断は、敷地面積ではなく、埋め戻す部分の面積と考えてよいのか。

実際にたい積する面積で判断します。

Q3 - 15 建設工事現場の埋め戻しでも標識の掲示は必要か。

必要になります。

Q3 - 16 たい積期間が2年にわたる場合、3か月ごとに土砂の数量等の届出が必要か。6か月ごとに汚染調査の届出が必要か。

いずれも必要です。

Q3 - 17 建設工事において許可申請を行う場合、土砂のたい積を行う者とは、元請負人、発注者のどちらか。

発注者（施主）です。

Q3 - 18 許可を受けた場合は、すべて、着手及び完了の届出が着手若しくは完了した日から10日以内に必要なのか。

10日以内に届け出ていただく必要があります。

Q3 - 19 たい積する土砂の高さは、土砂のたい積前において、土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接する部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差を土砂の高さとしているが、隣接する部分の最低部とは、どこをいうのか。

隣接する部分の最低部とは、土砂のたい積に係る土地と隣接する部分の最低部を指します。

土砂のたい積に係る土地が隣地境界までであれば、その隣地境界の最低部が隣接する部分の最低部にあたります。

Q3 - 20 同一事業地内での土砂の切り盛りと併せて一部購入土を使用する場合で、購入土を使用する部分の面積が3,000㎡未満であれば、許可は不要か。

同一事業地内での土砂の切り盛りのみであれば許可は不要ですが、一部でも場外から土砂を搬入する場合は、たい積を行う区域全体の面積で判断します。

Q3 - 21 定期報告の目的は何か。また、「たい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を三月ごとに区分した各期間」とあるが、具体的にはどのように考えれば良いか。

定期報告は、土砂のたい積の進捗状況や土砂の受入残量を把握するために必要なものです。また、土砂のたい積に着手した日から3月後の同日の前日までが1回目の期間となり、具体的には次の例のとおりです。

（例）平成21年6月20日から同年12月19日までの土砂のたい積

平成21年 6月20日 着手日（1回目の期間の開始日）

平成21年 9月19日 1回目の期間の満了日

平成21年 9月20日 2回目の期間の開始日

平成21年12月19日 2回目の期間の満了日

4 手続き全般

Q 4 - 1 届出者は、建設工事現場の所長でよいか。

代表権のある方を届出者としてください。

Q 4 - 2 J Vの場合の届出は、どうするのか。

J V各社の代表者の連名の届出となります。

Q 4 - 3 届出、たい積の申請者は、現地の所長などでもよいか。
また、J Vの場合、代表企業の所長の申請で良いか。

会社の代表者の委任状があれば、現地の所長名で届出又は申請は可能です。
J Vの場合は、J V参加企業の代表者の連名での届出又は申請が必要となります。

Q 4 - 4 届出の申請者とは、建設工事の場合「現場代理人」でよいか。

法人の場合は、代表者です。

Q 4 - 5 提出書類のあて先は、「埼玉県知事」か。

書類の提出先である、各環境管理事務所長あてとなる。

Q 4 - 6 建設工事の場合、提出書類の届出者は、現場の責任者である現場代理人でよいか。それとも工事に関する責任者である工事部長なのか、会社の責任者である支社長でなければならないのか。

法人の場合は、その代表者です。

付 録

土砂の排出の届出書

たい積した土砂の排出の届出書

土砂のたい積の許可申請書

土砂の排出の届出書記入例

たい積した土砂の排出の届出書記入例

土砂のたい積の許可申請書記入例

様式第1号（第1条関係）

土砂の排出の届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては 印
その代表者の氏名
（電話番号 ）
担当者名
（電話番号 ）

別添（計画）のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、
たい積等の規制に関する条例第6条第1項（第9条第1項）の
規定により届け出ます。

(土砂の排出に関する計画)

建設工事	元請負人	住 所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	工 事 の 名 称		
	工 事 の 内 容		
	区 域 の 所 在		
	区 域 の 面 積		
	発注者	住 所	
氏名又は名称 (代表者氏名)			
建設工事	数 量		
に伴って 発生する 土 砂	利用等の(状況及び)計画		
排出する土砂の数量の合計			
排 出 す る 期 間			
排出先	土 地 の 所 在		
	土 砂 の 数 量		
	許 認 可 の 状 況		
	たい積を 行う者	住 所	
氏名又は名称 (代表者氏名)			
排出先	土 地 の 所 在		
	土 砂 の 数 量		
	許 認 可 の 状 況		
	たい積を 行う者	住 所	
氏名又は名称 (代表者氏名)			

注 排出先が3以上の場合は、排出先の欄を適宜増やすこと。

様式第2号（第5条関係）

たい積した土砂の排出の届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては 印
その代表者の氏名
（電話番号 ）
担当者名
（電話番号 ）

別添（計画）のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第7条第1項（第10条第1項）の規定により届け出ます。

(土砂の排出に関する計画)

届出者	住所			
	氏名又は名称 (代表者氏名)			
土砂のたい積に係 る土地の区域	所在			
	面積			
計画の期間				
排出する土砂の数量の合計				
排出先	土地の所在			
	土砂の数量			
	たい積を 行う者	住所		
		氏名又は名称 (代表者氏名)		
排出先	土地の所在			
	土砂の数量			
	たい積を 行う者	住所		
		氏名又は名称 (代表者氏名)		
排出先	土地の所在			
	土砂の数量			
	たい積を 行う者	住所		
		氏名又は名称 (代表者氏名)		
排出先	土地の所在			
	土砂の数量			
	たい積を 行う者	住所		
		氏名又は名称 (代表者氏名)		

注 排出先が5以上の場合は、排出先の欄を適宜増やすこと。

様式第6号(第16条関係)

土砂のたい積の許可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

申請者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては 印
その代表者の氏名
(電話番号)
担当者名
(電話番号)

別添計画の土砂のたい積について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

土砂のたい積に関する計画

申請者	住所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
土砂の たい積	土地の	所在	
	区域	面積	
	目的		
	元請負人	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	最大 たい積時	土砂の数量	
		土地の形状	
	完了時における 土地の形状		
	周囲の生活環境の 保全のための方策		
	排水施設その他の土砂の 流出及び崩壊を 防止する施設の計画		
その他災害、事故等の 防止のためにとる措置			
期間			
土砂のたい積に関する法令又は条例 の規定による許可等の処分の状況			

様式第 1 号 (第 1 条関係)

土砂の排出の届出書

平成 × 年 × 月 × 日

埼玉県 × × 環境管理事務所長 様

〒 -

届出者 氏名又は名称及び住所 市 × × × 1 - 1

並びに法人にあつては × × × × × 株式会社

その代表者の氏名 代表取締役 × × × ×

印

(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)

担当者名 × × × ×

(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)

別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、
たい積等の規制に関する条例第 6 条第 1 項 (第 9 条第 1 項) の
規定により届け出ます。

(土砂の排出に関する計画)

建設工事	元請負人	住 所	市 × × × 1 - 1
		氏名又は名称 (代表者氏名)	× × × × × 株式会社 代表取締役 × × × ×
	工 事 の 名 称		マンション新築工事
	工 事 の 内 容		根切り工事
	区 域 の 所 在		市 × × × 2 - 2
	区 域 の 面 積		2,468 m ²
	発注者	住 所	市 × × × 3 - 3
氏名又は名称 (代表者氏名)		× × × × 株式会社 代表取締役 × × × × ×	
建設工事	数 量		5,790 m ³
に伴って 発生する 土 砂	利用等の(状況及び)計画		埋戻利用 1,230 m ³ 場外処分 4,560 m ³
排出する土砂の数量の合計			4,560 m ³
排 出 す る 期 間			平成 × 年 × 月 × 日 ~ 平成 × 年 × 月 × 日
排出先	土 地 の 所 在		市 × × 4 - 4
	土 砂 の 数 量		3,000 m ³ (6,000 m ²)
	許 認 可 の 状 況		法許可 平成 × 年 × 月 × 日 許可番号 第 × × × 号
	たい積を 行 う 者	住 所	市 × × 5 - 5
氏名又は名称 (代表者氏名)		× × × 株式会社 代表取締役 × × ×	
排出先	土 地 の 所 在		市 × × × 6 - 6
	土 砂 の 数 量		1,560 m ³ (3,200 m ²)
	許 認 可 の 状 況		
	たい積を 行 う 者	住 所	市 × × 7 - 7
氏名又は名称 (代表者氏名)		× × × × 株式会社 代表取締役 × × × × ×	

注 排出先が3以上の場合は、排出先の欄を適宜増やすこと。

様式第2号(第5条関係)

たい積した土砂の排出の届出書

平成 × 年 × 月 × 日

埼玉県 × × 環境管理事務所長 様

〒 -

届出者 氏名又は名称及び住所 市 × × × 1 - 1

並びに法人にあつては × × × × × 株式会社

その代表者の氏名 代表取締役 × × × ×

印

(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)

担当者名 × × × ×

(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)

別添(計画)のとおり土砂を排出するので、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第7条第1項(第10条第1項)の規定により届け出ます。

(土砂の排出に関する計画)

届出者	住所		市×××1-1
	氏名又は名称 (代表者氏名)		×××××株式会社 代表取締役 ××××
土砂のたい積に係る土地の区域	所在		市×××2-2
	面積		1,234 m ²
計画の期間			平成×年×月×日～平成×年×月×日
排出する土砂の数量の合計			1,560 m ³ (3,200 m ²)
排出先	土地の所在		市××4-4
	土砂の数量		1,560 m ³
	たい積を行う者	住所	市××5-5
		氏名又は名称 (代表者氏名)	×××株式会社 代表取締役 ×××
排出先	土地の所在		
	土砂の数量		
	たい積を行う者	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
排出先	土地の所在		
	土砂の数量		
	たい積を行う者	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
排出先	土地の所在		
	土砂の数量		
	たい積を行う者	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	

注 排出先が5以上の場合は、排出先の欄を適宜増やすこと。

様式第6号(第16条関係)

土砂のたい積の許可申請書

平成 × 年 × 月 × 日

埼玉県 × × 環境管理事務所長 様

〒 -

申請者 氏名又は名称及び住所 市 × × × 1 - 1
並びに法人にあつては × × × × × 株式会社
その代表者の氏名 代表取締役 × × × × (印)
(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)
担当者名 × × × ×
(電話番号 × × × - × × × - × × × ×)

別添計画の土砂のたい積について、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

土砂のたい積に関する計画

申請者	住所		市×××1-1
	氏名又は名称 (代表者氏名)		×××××株式会社 代表取締役 ××××
土砂の たい積	土地の	所在	市×××2-2外11筆
	区域	面積	8,024㎡
	目的		農地改良
	元請負人	住所	なし
		氏名又は名称 (代表者氏名)	なし
	最大 たい積時	土砂の数量	12,100m ³
		土地の形状	別紙とし、土地の形状図面を添付。
	完了時における 土地の形状		別紙とし、完了時における土地の形状図面を添付。
	周囲の生活環境の 保全のための方策		別添とし、具体的な対策内容がわかる図面等を添付。
	排水施設その他の土砂の 流出及び崩壊を 防止する施設の計画		別添とし、具体的な計画内容がわかる図面等を添付。
その他災害、事故等の 防止のためにとる措置		搬入出入口に交通整理員を配備し、交通災害の防止に努める。	
期間		9か月 たい積を行う時間8:30~17:00	
土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況			農地法第5条申請中 (平成×年×月×日)

環境管理事務所

はここにあります

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

- **埼玉県秩父環境管理事務所**
〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)
電話0494 (23) 1511 FAX0494 (23) 6679



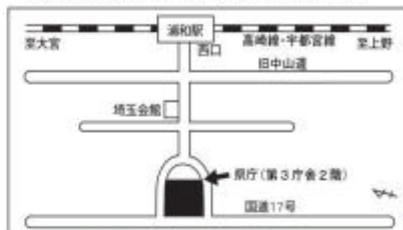
秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分

- **埼玉県東部環境管理事務所**
〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
電話0480 (34) 4011 FAX0480 (34) 4785



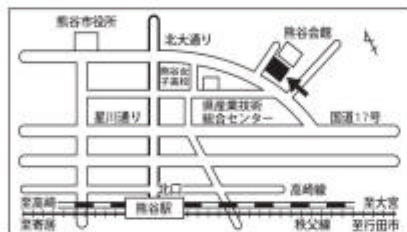
東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分

- **環境部廃棄物指導課**
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第3庁舎2階)
電話048 (830) 3135 FAX048 (830) 4774



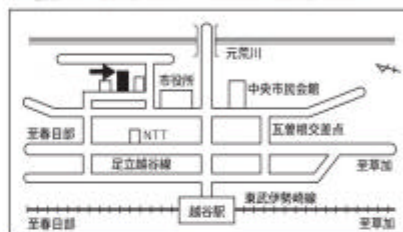
高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

- **埼玉県北部環境管理事務所**
〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)
電話048 (523) 2800 FAX048 (526) 3949

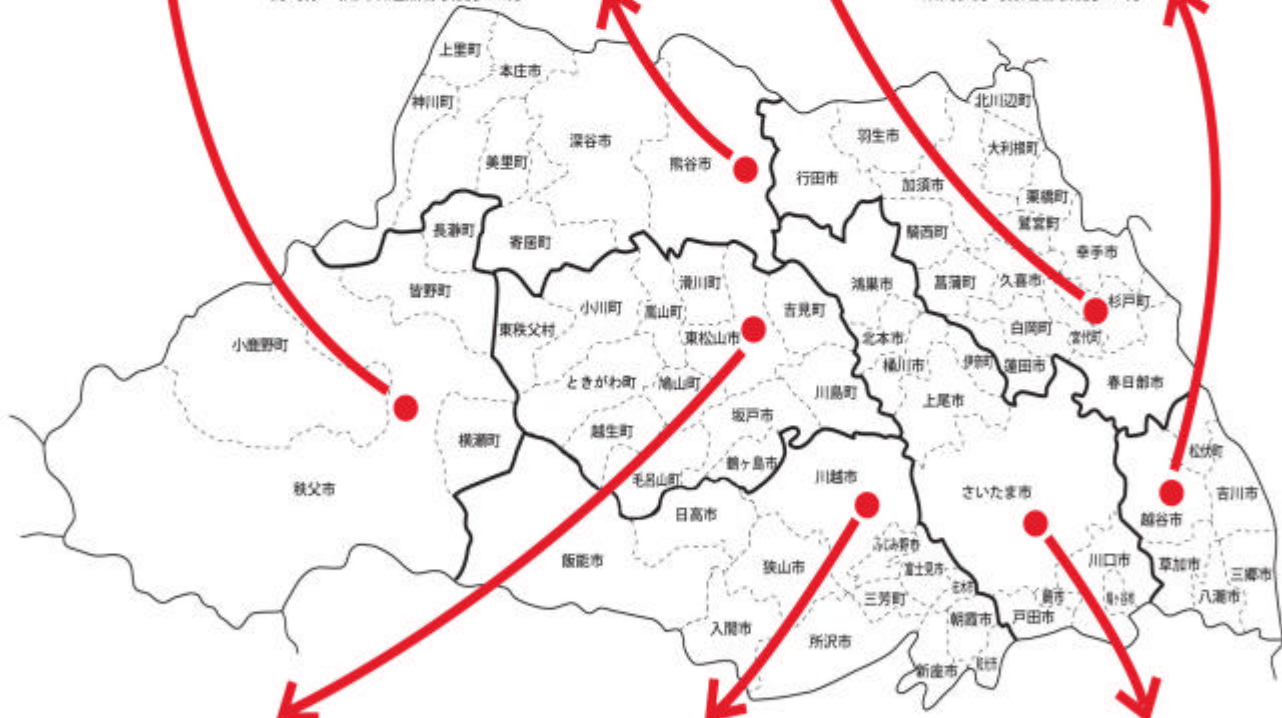


高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩15分

- **埼玉県越谷環境管理事務所**
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (埼玉県越谷合同庁舎内)
電話048 (966) 2311 FAX048 (966) 5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分

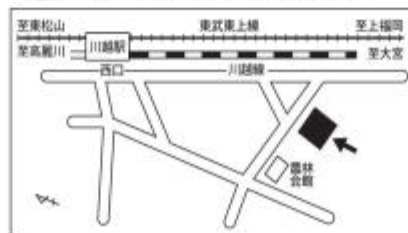


- **埼玉県東松山環境管理事務所**
〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)
電話0493 (23) 4050 FAX0493 (23) 4114



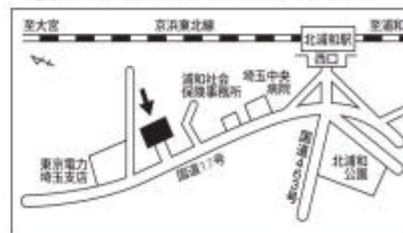
東武東上線東松山駅徒歩20分

- **埼玉県西部環境管理事務所**
〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 (川越地方庁舎内)
電話049 (244) 1250 FAX049 (246) 7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩5分

- **埼玉県中央環境管理事務所**
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和地方庁舎内)
電話048 (822) 5199 FAX048 (822) 5139



京浜東北線北浦和駅徒歩10分